

広島県教育委員会規則第五号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「住所」の下に「(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。)」を加える。

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「住所」の下に「(保護者が法人である場合にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)」を加える。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「住所」の下に「(保護者が法人である場合にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)」を加える。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第四条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「住所」の下に「(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、その保護者が同項の表の通学区域内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を受けたものは、中学校に就学することができる。

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第五条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住所」の下に「(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。